

会員の活動理念 解説 改訂

この活動理念は、会員が防災士として活動する場合の拠って立つ基本を定めたものであり、第1で、会員の防災士としての使命、すなわち、その目指す活動目標を明確にし、第2で、その目標実現のための具体的な活動プロセスを明示したものである。

第1 関係

1-1 「地区防災力」とは

災害に対する地域住民等による総合活動力で、具体的には、次のものをいう。

- ①地域住民等の防災・減災のための事前の備え、すなわち、家庭等における地震の際の初期対応、備蓄品・防災器具等の確保、家具の固定、耐震補強、要援護者対策等の事前対策活動。
- ②発災直後から消防、警察等公的機関の救援・救助活動が開始されるまでの間、被害の拡大を軽減するため、地域住民等による初期消火、被災者の救出・救護、避難誘導、避難所の開設等の応急活動。
- ③災害後の地域住民等による復旧・復興支援活動。

1-2 「地区」とは

地区の規模・範囲は、それぞれの地区の地理的環境、社会的環境、災害環境等の実情により、町内会、自治会、商店街、小学校区、マンション単位の区域など最小規模のコミュニティ団体を基準とする。

1-3 「防災協働社会」とは

自助・共助・公助の連携によって、災害から生命・身体・財産を守る安全で安心な社会という概念である。

第2 関係

2-1 「地区の防災活動に参画し、…指導的役割を果たす」とは

会員は、会員が居住する身近な地域の防災組織（例えば、自主防災組織等）に参加し、地区住民が行う防災活動計画の策定・実施に関し、専門的立場から助言するほか、その組織の中であって、地区の防災活動計画の企画・立案・実施等の活動を推進したり、アドバイスしたりするなどの指導的な役割を果たすことで、具体的に会員の「活動の場」と「その役割」を明示したものである。

2-2「災害の事前対策」とは

防災意識の啓発と正しい防災知識の普及、被害想定やハザードマップ等による地域の災害リスクの把握、訓練や演習の実施、耐震補強や家具の固定、避難場所・避難路の確認、災害時要援護者対策の推進など、平時に実施する対策である

2-3「応急対策」とは

応急対策とは、災害直後の被災情報の収集及び伝達、安否確認、初期消火、被災者の救出・救護、避難誘導、給食・給水、避難所の運営等の応急活動である。

なお、応急活動に復旧・復興活動が続くが、復旧は家やまち、インフラ等を災害前の状態に復すること。復興は物的な再建のみならず被災者の生活再建、コミュニティの再建等をいう。復旧・復興活動は、ともに災害後かなりの長期間を要する活動となる。また、被災した会員による活動だけでなく、地域外からの災害ボランティアなどによる災害支援活動は、災害発生後の被災地の復旧、復興支援に留まらず、被災の状況や多様な被害とその変化をつぶさに知る機会となる。その経験は、新しい知見を獲得し防災意識を高め、協働して参加することで連携を強めることができる。

2-4「地区防災計画」とは

平成26年4月に施行された改正災害対策基本法（地区防災計画制度の創設）で規定された新しい概念で、市町村内の一定の地区で想定される災害から生命、身体を守るために当該地区住民自らが作成する防災活動に関する計画である。

2-5「会員相互のネットワークを構築する」とは

会員相互が親睦を図り、情報を共有し、都道府県支部等の結成を通じて、会員相互が協力し合って活動できる体制を確立することである。

2-6「地域防災活動のリーダーにふさわしい防災知識・技能」とは

会員が防災士として最低限修得すべき防災知識・技能は、おおむね次の通りである。

- ① 事前対策に必要な知識・技能
 - a. 地域における災害リスクの把握
 - b. 家具転倒防止策の理解と指導要領
 - c. 備蓄品、防災器具等の理解と指導要領
 - d. 簡易耐震診断の説明と実施要領
 - e. 耐震補強法の理解と実施要領
 - f. 各種防災訓練の企画・立案・指導要領
 - g. DIG（災害図上演習）の理解と指導要領
 - h. 自主防災組織の結成、活動計画の策定の手順

- i. B C P策定の手順
- j. その他

② 応急対策に必要な知識・技能

- a. 安否確認の方法、災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板の使用要領
- b. 災害時の情報収集・通報要領
- c. 初期消火活動要領
- d. 負傷者の救急・救護（応急手当、A E Dの操作方法）要領
- e. 被災者の避難誘導要領
- f. 要援護者の救出、搬送要領
- g. 非常食の炊出し要領
- h. 避難所の開設・運営要領
- i. その他

③ 関連組織との連携技能（コーディネーター能力）

- a. 都道府県・市町村危機管理担当との連携
- b. 町内会・自主防災組織との連携
- c. 社会福祉協議会との連携
- d. 民生委員との連携
- e. 学校との連携
- f. その他

2-7「自治体との連携」とは

地区防災力を効果的に向上させるためには、地域の防災行政の責務を有する市町村の防災対策と一体的な活動を行う必要があり、自治体との緊密な連携体制の確立が不可欠である。

以上

2020.10.09 日本防災士会理事会